

別表（第 12 条関係） 【改正前】

時間区分 利用施設	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
研修室 1	(1, 100 円) 2, 200 円	(1, 100 円) 2, 200 円	(1, 100 円) 2, 200 円
研修室 2	(540 円) 1, 100 円	(540 円) 1, 100 円	(540 円) 1, 100 円
研修室 3	(540 円) 1, 100 円	(540 円) 1, 100 円	(540 円) 1, 100 円

別表（第 12 条関係） 【改正後】

時間区分 利用施設	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
研修室 1	(1, 320 円) 2, 640 円	(1, 320 円) 2, 640 円	(1, 320 円) 2, 640 円
研修室 2	(650 円) 1, 320 円	(650 円) 1, 320 円	(650 円) 1, 320 円
研修室 3	(650 円) 1, 320 円	(650 円) 1, 320 円	(650 円) 1, 320 円

備考

- 許可を受けた利用時間がこの表に定める時間区分に満たない場合の利用料金は、当該時間区分欄に規定する利用料金の額とする。
- 許可を受けた利用時間の時間区分が 2 以上にわたる場合の利用料金は、それぞれの時間区分欄に規定する利用料金の額を合計した額とする。
- 許可を受けた利用時間を延長し、又は繰り上げて利用する場合、当該延長し、又は繰り上げる 1 時間当たりの利用料金は、現に許可を受けた利用料金の 1 時間相当額に 120 パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1 時間未満の端数が生じたときは、30 分以上は 1 時間に切り上げ、30 分未満は切り捨てる。
- 冷暖房設備を利用する場合は、上段（ ）書の利用料金の額を加算する。
- 上記により計算した額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。